

懲戒処分について

北海道教育委員会
令和6年(2024年)9月5日付
担当 総務政策局 総務課 職員公務管理係 内線35-208

番号	被処分者	処分内容	事案の概要
1	空知管内 高等学校 教諭 男性 (56歳)	停職2か月	令和3年2月及び令和4年2月、営利企業従事等に係る許可を得ることなく、技能検定の補助検定員としての業務に従事し、報酬を得た。 また、令和3年2月、当該報酬を受領する際に、自校教諭に無断で当該教諭の私印を領収書に押印し、当該教諭分の報酬を受領した。
2	道央 義務教育学校 教諭 男性 (53歳)	減給1か月 〔給料の10分の1〕	令和6年4月27日(土)、自家用車を運転中、法定速度時速60キロメートルのところを時速102キロメートルで走行し、法定速度違反をした。
3	函館市 小学校 教諭 女性 (25歳)	減給1か月 〔給料の10分の1〕	令和6年5月10日(金)、自家用車を運転中、法定速度時速60キロメートルのところを時速101キロメートルで走行し、法定速度違反をした。
4	網走市 中学校 教諭 男性 (35歳)	停職1か月	令和6年4月26日(金)、自家用車を運転中、法定速度時速60キロメートルのところを時速119キロメートルで走行し、法定速度違反をした。
5	旭川市 中学校 教諭 男性 (52歳)	減給2か月 〔給料の10分の1〕	令和6年1月11日(木) 職場から帰宅するため自家用車を運転中、信号機のある交差点を直進するに当たり、赤信号を看過したまま時速40キロメートルで進行したところ、右方道路から進行してきた車両を認識し、左転把の措置を講じたが間に合わず、同車前部に自車右側面部を衝突させ、当該車両の運転手に加療約2週間を要する頸部挫傷等の傷害を、当該車両の同乗者に加療約2週間を要する腰部挫傷の傷害をそれぞれ負わせた。